

平成27年第1回六戸町議会定例会会議録（第2号）

平成27年3月9日（月）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	杉山茂夫	2番	附田輝雄
3番	久田伸一	4番	高坂茂
5番	下田敏美	6番	川村重光
7番	河野豊	8番	円子徳通
9番	母良田昭	10番	山本実
11番	金崎盛三	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	下田正幸	企画財政課長	棟方晃祥
税務課長	円子富浩	産業課長	外山昌彦
町民課長	今出川弘	福祉課長	川村星彦
建設下水道課長	松村茂	病院事務長	保土沢定一
会計管理者	高橋寿典	総務課長補佐	長谷智
企画財政課長補佐	吉田史明	税務課長補佐	小林章
産業課長補佐	舘泰之	町民課長補佐	吉田英輔
福祉課長補佐	川原徹	福祉課次長	辻浦智賀子
建設下水道課長補佐	円子国浩	病院事務次長	辻浦宗典
会計課長補佐	佐々木義秋	教育委員会会長	長根富栄
教育課長	川村政則	教育課長	澤口俊輔
教育課長補佐	高橋宏典	教育課長補佐	田中洋

農業委員会 会長	金 潤 盛 一	農業委員会 事務局 長	外 山 昌 彦
農業委員会 事務局 次 長	佐 藤 一 也	選挙管理 委員会 長	高 橋 司
選挙管理 委員会 長	下 田 正 幸	代表監査委員	米内山 功
監査委員 事務局 長	山 本 晃 広		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	山 本 晃 広	事務局 次 長	畠 山 正 子
総括主査	鈴 木 健 司		

議 事 日 程

日程第 1 諸報告

日程第 2 一般質問

通告者 5 番 下 田 敏 美 君

7 番 河 野 豊 君

4 番 高 坂 茂 君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

5 番 下 田 敏 美

6 番 川 村 重 光

会 議 の 経 過

議 長（苫米地繁雄君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（苫米地繁雄君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 一般質問に入ります。

一般質問の通告者は3名であります。通告の順により、一般質問を許します。

最初に、5番、下田敏美君は一括方式による一般質問です。

下田敏美君の発言を許します。

5番、下田君。

5 番（下田敏美君）

一般質問に入る前に一言申し上げますことをお許しいただきます。

国際情勢を見ますと、イスラム国による残忍な2人の日本人人質殺害や数々の人質殺害、自爆テロ行為には目に余るものがあります。そして、至るところで国際紛争が起きており、一刻も早く解決することを願っております。

一方、国内に目を向けると、安倍政権の最優先課題である経済再生への道筋も依然厳しいものがあると思います。円安による物価上昇などで個人消費は冷え込み、「アベノミクスの成果を全国津々浦々にお届けする」との首相の公約はなお実現の見通しが立たず、成長戦略

の具体化も進んでいない状況にあり、国民のアベノミクスへの期待もしぼみつつあるように思われてなりません。一刻も早く地方に成果が出て、若者に雇用の場がふえて生活が少しでも豊かになっていくことを願っております。

私の任期も残すところ50日になりました。今回の一般質問で10回目となりますが、いろいろご提言をいただいた町民の方々、アドバイスをいただいた議員の方々、親切なご答弁をいただいた町長、各管理職の皆様方にこの場をおかりしてお礼を申し上げる次第であります。4月の選挙でこの場に立てるという保証は何もないので、きょう最後と思って質問いたしますので、町長の明快で簡潔なご答弁をお願いして、通告に従い一般質問に入らせていただきます。

川村議員が12月定例会で米問題を質問いたしておりますので、できるだけダブらないようにしたいと思います。

今、米農家は、米価下落により大きな岐路に立たされておりますが、農家への経営安定対策を問うものであります。

1点目として、昔から当町の基幹作目は米でしたが、今も米に変わりはないと思います。その米が昨年、60キログラム当たり7,300円と前年比3,200円の大幅減収、米価下落による米農家への先行き不安解消対策を問うものであります。

2点目、米価下落に対処するためにコスト低減が考えられますが、今後の米農家への指導体制を問うものであります。

3点目、米の生産コスト低減のため、農林水産省は今後10年間で全農地の8割を担い手に集積するとしているが、当町で目標を達成できるかを問うものであります。

4点目、県は昨年11月6日、米の新品種「青天の霹靂」を発表しましたが、津軽12市町村に限定されております。県南地域が米対策に取り残された感じがしますが、町長の考えを問うものであります。

以上、4点の質問事項について申し上げましたが、町長の簡潔なご答弁をお願い申し上げまして、私の第1回目の質問を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

産」が今後市場で受ける評価に期待するとともに、試験栽培も含めた栽培地域の拡大や新たな同等以上の品種が私どものこの地域でも作付できるように研究努力を早期に期待しているところでございます。

以上、通告に基づきましてのお答えとさせていただきたいと存じます。

議 長（苫米地繁雄君）

下田君。

5 番（下田敏美君）

じゃ、2回目の質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、種もみへの30%補助、それから減収対策をするということですが、私ははっきり農家へ指導したほうがいいと思います。というのは、ことしの飼料米のご案内を農家に配りましたけれども、飼料米の資料を見ると、563キロ、9.38俵で8万円と書かれています。ですから、7万3,000円よりは8万円のほうがいいことになるわけです。そして、飼料米であれば、ある程度コストも、そんなに食用米よりは私がかからないと思うんです。ですから、こっちのほうへ行ったほうがいいよということで、はっきり私は農家に誘導したほうがいいんじゃないかなと、そう思います。上がるという何も保証がないので、やっぱり当分の間は飼料米でしのぐしかないかなと、私なりにそう思っています。

それから、2点目の質問ですけれども、農林水産省のホームページを見ると、参考資料、「日本再興戦略」改訂2014というホームページがあるんですが、今現在、60キロ当たり1万6,000円のコストがかかっているということを書いています。これから10年後、60キロ当たり9,600円まで下げるんだということを書いています。ところが、7,300円の価格から見ると、まだ2,300円差があるわけですね。まだ原価よりはコストのほうが高いという農林水産省のデータがあるわけですけれども、これに対しての指導はどうしていくものか、お伺いしたいと思います。

それから、3番目ですが、2番目の質問に関連しますけれども、生産コストの低減として分散している農地をまず担い手に集積するということを農林水産省は書いています、この戦略構想に。8割を担い手に集積するとなれば、当町の田んぼは大体1,900町歩ぐらいあると思いますけれども、それを単純に1人15ヘクタール以上を目指すというふうに書いていますので、仮に15ヘクタールで割ると、73人の農家でやってしまうということになるわけです。

ね、果たしてここに置きかえた場合。あとの農家を、じゃ、切り捨てるのかと言えば、私はそうはいかないと思います。田んぼを見ると、真っ平らな田んぼはどこにもないんです。ある程度段差がある。大型農機もそう簡単に入れられない。それから、これからの基盤整備もなかなか難しいと思います。ですから、担い手に集積となると、産業課と農業委員会、農業委員の力をかりないことにはどうにもならないと思いますけれども、その辺の調整をどうしていくか、お伺いしたいと思います。

それから、4番目ですが、12市町村で青天の霹靂がオーケーですよ。じゃ、県南地方はどうなるんですかと私は知事に問いたい。というのは、もう少し県南の市町村なんかは怒ってもいいと思いますよ、町長。「知事、我々をどうするんですか」と言っても私はいいと思うんですけれども、せつかく我々は県南から出た知事にもっと県南のことを考えてもらえんだなと思って期待して12年間待ったんですけれども、今回の発表は私は喜べないと思うんです。特Aにランクされるといっても、我々から見ると、「どうしたんですか、我々を忘れているんですか。」と、そう思わざるを得ません。その辺のところは町長、どうお考えですか。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、1点目での飼料米のほうが実際数字的な意味からいって有効性が高いんじゃないかと。はっきりとその旨を指導したらいいんじゃないかというご質問に対しましてお答え申し上げます。

実質的にそれぞれの経営状況はありますが、飼料米という部分をやってくださいという指導は続けているつもりでございます。詳細がありましたら、担当課長のほうからお話をさせたいというふうに思います。これはそれぞれが連動してくることになるかと、ご質問の趣旨が。関連してくるものであろうというふうに思いますが、例えば農家のコスト低減への指導、今、ご質問ありましたように実際に将来においての1万6,000円かかるものが9,000何がしの金額に簡単にできるのかといえば、確かに数値上では語るは簡単であっても、現実に行うということになりますと、かなり難しいことになろうかというふうに思います。当然、それらを受けながら、米作農家がどのように自分の経営を考えていくかということを考えざ

るを得ないということをここに示しているものではないのかなというふうに思わざるを得ません。

あわせて先ほど8割のところを集約できるのかと。これらも連動した中でこのような数値を語っているものだろうというふうに私は思います。実際にそこに至るまで、目標というふうになっておりますが、理屈上では「こうしてください」ということで、こうしなければいけないという言い方ではないわけですが、あくまで目標を掲げなさいということにはなっております。実際には、そこに至るまでにおいてはそれぞれの農家の事情というものがありますから、おいそれとは、言葉で言うとおりにはなかなかかなりにくいだろうなというふうに思います。

そして、4点目の青天の霹靂の新品種のことですが、県南を無視したような感があると。恐らくこちらの地域の人たちは「私どものほうは何をつくれればいいんだ」ということで、同様に思っている人は大勢いらっしゃるだろうというふうに思います。

ただ、これは参考出品ということですが、特A、すなわちこれが製品、商品として出ていった際において、果たしてこの米のマーケットにおいて特Aというふうに言われるか否かというのは、はっきり申し上げてまだわからないわけですが、まずは評価を受ける、名前を得るという部分を目指しているのではないのかなというふうに思っております。ご存じのように、津軽地方の米作地域と県南の米作地域、やませ地帯とはどうしても違うわけですが、一回にそれをやって評価を受けられなければ、結果として特Aというものは幻に終わってしまうということがあっての経過だというふうに思いますので、私といたしましては、意識としては同じような感じで受け取るんでありますけれども、まずこのように世に知らしめて評価を得て、そして、それに類した青森県のお米という評価を高めていくということを選択しているようでございますので、それを認めていかざるを得ないのかなというのは私の考えでございます。先ほど申し上げたように、当地域にあってもそのように評価を受けるお米が出てきましたら、類しながら同等の米価市場における評価を受けられる青森県産米が出てくるようにしたいものだなというふうに思っております。

それぞれの価格等におきまして、日本全国均一で語っておりますので、私ども寒冷地帯というところにおきますと、その難しさは、コスト低減等は非常に難しいものがあるかというふうに思いますので、私どもはもうちょっと地域を絞って、このように同等の中にあつての生産コストというものはどういうふうに考えていけばいいのか。先ほど、前のほうへ戻りますが、農地を活用という意味からいつての飼料米というものを含め、主食用という部分は

どのように捉えるかということで整理整頓、意識を持ちながら生産者の方々もお願いしますよというのが今のこの流れではないのかなというふうに私は捉えております。

基幹産業であるお米は間違いありません。しかし、これが米価市場、マーケットの中で判断されるという時代になって、そこで値をつけられてしまうわけでございますので、いいところはかなり米作でも好評価を受けて収益が上がっている農村地域も山ほどあるのではないのかなというふうに思います。

ただ、残念ながら私どもの地域がそういうふうに評価を受けられないということでございますので、何とかここに引っかかりを持つような努力を研究機関にもお願いしたいし、北海道のゆめぴりかでしたでしょうか、それも一部に限られています。非常に寒い場所でございますが、もち米で日本一のもち米ということ、それも北海道全域ではなくてある地域のところ、当然のこととしていいものがあるよという中からゆめぴりかが後から出てきて評価を受けたのではないのかなと思っておりますので、私どもは、青天の霹靂が関係ないのではなく、このように努力していることと実際に評価を受けることを目指しながら努力し、それが得られた際においては同等のものを私どもも世に出していく努力をしていくべきではないのかなと考えているところでございますので、ご質問の気持ちは全く私も同感に思っております。ただ、冷静沈着にこの米のあり方という部分を考えていかなければならないのかなと思っているところでございます。ご理解賜ればと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

下田君。

5 番（下田敏美君）

それでは、3回目の質問に入ります。

農業には羅針盤がないと言われていますが、飼料米にシフトをした場合、転作が30年度で終わるという不安があるわけですね。ですから、私としても、そっちにシフトしたんだけど、転作が30年で終わればこれもまた大変な話だなと思います。ですから、よく農家と協議してほしいなと思います。

それから、先人の努力を批判する気は毛頭ないんですが、稲生川の流域の田んぼを見ると、昭和45年、相坂川左岸土地改良事業が始まったわけですが、まだ10アール当たり10万円以上借金が残っています。事業費は、ジミキのため池を入れると、私が記憶しているのは大体

430億円ぐらい事業費があったかなと思いますけれども、今、その返済が農家に負担が大きくなるのしかかっております。ですから、今、この米安によって非常に農家が苦しんでいるということを実感せざるを得ないんです。ですから、今後、意欲のある農家を切り捨てることのないように、希望を持てる状況に何とか町でもいろいろ模索して、農家をよりよい方向に導いていってほしいなと思います。

それから、3番目ですが、担い手に8割集積するといっても、当町では、さっきも言ったとおり、非常に難しい問題だと思います。農業委員会とよく相談して、農業委員の方々とよく相談して、どうあるべきか検討してほしいと思います。多分、農林水産省では、そうホームページにはっきり書いていますので、恐らく指導してくると思います。TPP絡みで大型農家を育成するとはっきり言っていますので、ここでちっちゃい農家が切り捨てられると当町では大変困ることが出てきますので、その辺を町と農業委員会と協議してほしいと思います。

それから、4番目ですが、ここまで青森県の米が評価を下げてきたのは県に大きな責任が私はあると思います。30年前は北海道の米は加工用米としてしか使われなかったものが、今では米の食味ランキングに2つ入っています、この新聞を見ると。それは何かといえば、ななつぼし、ゆめぴりか、この2つが入っています。私、ホットラインを通じて聞いたところ、この2つの品目は全北海道で作付してもいいと。オーケーだそうです。だから、これを全北海道で栽培している農家は高い収益を得ているということですね。今、特Aにランクされたふっくりんこは函館周辺だそうですけれども、この2つの品目は全北海道で作付できると。青森県は北海道より何が劣るんでしょうか。気候、土壌、どれをとっても、私は北海道より劣るのは何もないと思います。だから、青森県のセンターを批判する気はないんですが、結局は負けたことになるわけですね。北海道の研究している方々に負けたことになるわけですよ。食味ランキングに2つも入っているのに、青森県は1つも入っていないと。ですから、私は、県にもう少し頑張ってもらいたい。まずここまでおくれた原因は何か、県で検証してほしいなと私はそう思います。青天の霹靂の対象外になった首長さん方は、売れる米の品種改良に取り組むべきだと強くやっぱり県に推し進めるべきだと私は町長、そう思いますけれども、町長のお考えをお伺いします。

議長 長（苫米地繁雄君）

町長。簡潔にお願いします。

町 長（吉田 豊君）

まず、飼料米と米政策にかかわる30年ということがあります。恐らくそれで進んでいくだろうということは否定できない現実かなと思います。これはあくまでもこの制度としてケアをするという部分を考えますよということだと思いますので、先ほど言いましたように、状況と照らし合わせながら経営形態を変えていかざるを得ないのかなというふうに思います。

次に、稲生川のお話が出ましたが、土地改良だと思いますが、実際の土地改良事業を行う部分と生産してくるもの、米政策とはまた別個という捉え方がありますので、確におっしゃるとおり、水利費の負担といますか、実際やれる、やれないにかかわらずその負担は大きいもの、それを全然脇に置いたような形の中で米価格のように変動するというので、大きな農家自身の負担がふえているということはおっしゃるとおりだというふうに思います。私はこの30年等の先を見据えた中において、このことをミックスした中でどのように対応するかというのはその過程の中で入るように、ある会合ではそういう発言をしておりますので、今後とも一体化した中で対応し、負担軽減をしながらやっていくように意見を述べながらやってまいりたいというふうに思っております。

次に、3つ目、農業委員会等の集積等に当たりまして一緒にということでございます。全く当然だと思います。三、四年前に農業委員会不要論みたいな部分を国のほうで発言している方がいました。または考えがあるみたいなことを言っておりましたが、その際にも農業委員をやってこられた方々は耳にしたことがあるかもしれませんが、私は、首都圏やなんかのそちらのほうの尺度でこっちのほうを言わないでほしいと。我々にとって農地の今後の変動に関して農業委員会ほど今、大事な組織はないという言い方をしました。まさにそのとおりで、今、ご質問にありますように、農業委員会とタイアップしてやっていかない限りにおいては、役所といえども知ったかぶりしていたところでなかなか対応できないというのが本音でございますので、今後、ご質問のとおり、農業委員会または関係機関としっかりと現状を把握しながら対応していくように努力したいというふうに思います。

それから、県の責任ではないかということでございます。確かに一生懸命やったと思いますが、いい形にはならなかったのはご質問のとおりなのかもしれません。ただ、北海道を例にお話がありましたが、先ほど私も申し述べましたけれども、どちらかというところ、道東はやはり私どもと同じように寒冷のやませ的なものが入り込んできて難しいんですが、逆に冬は寒くても西側といますか、そちらのほうは、やませ的な冷たい風が入ってこない地

域は日照時間がかなりあるようでございまして、冬は厳しくてもその作付をしている期間がいいようでございますので、結果として光合成等の効果という部分も含め世に出せるお米がつくれているのかなというふうに思います。要は、「皆さん、やってもいいですよ」というふうにやったと言いましても、それぞれの持っている水田等に、気候に合わせて人々が選択をし、作付をしたのではないのかなというふうに思っております。

ただ、先般もある協議会でお話ししたんでありますが、青天の霹靂の種子が半分近く残っているという現実があります。これをどういう形で、試みでもいいからみんなが植えてみるようにできないのかというふうに思っている人がほとんどだと思うんですが、どうだろうかということで、県民局並びに農政局から来たときに、農政局は直接関係はないのかもしれませんが、私のほうから、座長役でございましたけれども、その話もいたしております。何らかの形……。

ただ、それが自分本位でつくって、実際の商品として出たときの青天の霹靂の評価の基準に合わない形でも名前だけを出して、評価がいい、好評価を受けなかったということになれば、またそれも問題かなというふうに思っておりますので、その辺の扱い、実際に残っている種子があるならば、人が選択してもいいですから、我々地域のほうの試みさせることを管理をしながらでも結構ですので、やらせてみるということもいかがということは、今後も県のほうとか皆さんとお会いしたときにはお話をしてみたいというふうに思っております。

長い歴史の中において米政策は人間の地方に暮らすための基盤でありました。私は、瑞穂の国というのは単に米があるからじゃなくて、それが生活と極めて密着した中から長い、何千年という歴史が刻まれてきたというふうに思っておりますので、ご質問されている下田議員と同様に、お米という部分を、昔に戻れとは言わないまでも、このことが我々の社会とどういう密接な関係にあったかということのを改めて考えてみる。それをよく理解した人たちが国や決める側にも意識としてあって、いろんな政策をつくってもらいたいものだなというふうに思っているところでございますので、お考えは全く同感でございますから、その趣旨を踏まえながら今後、町としてもやってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 長（苫米地繁雄君）

3回目の質問が終わりました。

これで、5番、下田敏美君の一般質問が終わります。

次に、7番、河野豊君は一問一答方式による一般質問です。

河野豊君の発言を許します。

7番、河野君。

7 番（河野 豊君）

おはようございます。

2期目最後の一般質問となります。まずよろしくお願いたします。

最初に、入札時のダンピングについて質問をいたします。

最近、入札金額が予定価格の半額程度で落札されている案件が散見されます。ダンピング、いわゆる不当な低価格で入札することを「ダンピング」と言います。これに対する対策はどのようにしているか。国・県では不当な低価格入札を防止して、適正な工事が実施されるように対策を講じています。いわゆる適切な入札限度価格を設定し、その金額以下の入札者は失格となります。六戸町でも同様な対策を講じていますが、一部において対策がなされていません。また、事業内容が補助事業、町単独事業で対策の違いがあるかについて町長の答弁を求めます。

次に、町の廃屋対策条例制定についてであります。

最近、町内を見ますと、空き家もふえています。明らかに廃屋ではないかと思われる建物が見受けられます。周辺住民に対し生活環境の悪化をもたらし、台風や地震による倒壊、または飛散が発生したりします。地域に不安が広がっています。町の環境美化からも看過できない状況が常態化しそうな状況であります。このことは町民の皆様も大変危惧されているところでございます。

国では、昨年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、本年2月26日に施行されました。この法律により放置されている空き家及びそれに附帯する工作物、この附帯する工作物というのは、その土地に定着している立木とか塀とかそういうものも含まれます。これに対する指導勧告及び措置ができるようになりました。いわゆる行政代執行が可能となったわけです。これを受けて町では環境美化条例がありますが、廃屋対策には不十分と思われる。人口減少に伴い空き家が増加する傾向にある空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行を受けて、町として廃屋対策条例の制定が急務と思われるが、このことについて町長の答弁を求めます。

以上、壇上からの質問といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

それでは、早速でございますが、河野議員のご質問にお答えを申し上げてまいりたいというふうに思います。

最初に、入札時のダンピング防止策についてでございます。

低入札につきましては、公共事業の品質低下、労働条件の悪化等につながるため、最低制限価格を設け、ダンピング受注の防止を目的として行っているところでございます。また、小規模な工事については、通常最低制限価格は設けておりませんが、最低落札金額に価格等で疑義がある場合は、入札から契約の過程で点検を行い、価格と品質について確認をしているということでございます。

次に、補助事業や町単独事業での対策の違いがあるか問うというご質問でございますが、補助事業、町単独事業での当町としての対策の違いについてでございますけれども、補助事業、町単独事業ということでの違いをもって私どもは準備はしておりませんので、同等であるというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

2つ目の廃屋対策条例制定についてでございますが、町としては不十分と思うが、どう思うかと。2点目として、今後、条例制定が必要と思われるが、どうかということについてお答えを申し上げたいというふうに思います。

次の廃屋対策条例制定についてでございますが、まず、町の環境美化条例の目的についてでございます。

町、町民、事業者及び土地占有者等の責任と役割を明確にし、それらに対し必要な協力を要請するものであり、罰則等強制するものではありません。

また、廃屋であっても個人の財産でございますので、解体、撤去は個人の責務でございます。景観、安全上問題があると思われる場合においては、その所有者及び占有者等に通知を出しましてそれ相応の対応をお願いすることとなりますので、今のところ、廃屋条例に関する条例制定、現段階では考えてはおりません。

ただ、今、ご質問にありましたように、国はことし2月26日に治安や防災上の問題が懸念される空き家の撤去や利用促進に関する基本指針を公表しておりますので、それに基づきま

して、当然のこととして私ども自治体も対策の計画等を策定することになるというふうに考えているところでございます。今後、先ほど申し上げたような個人の所有、権利という部分もでございますので、そのかわりをどのような観点での条例制定がベストであるのかを国等の指導を受けながら、私どもはこのことを考えていくというつもりでございますので、今後の国の動向を注視しながらこの対策を考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でお答えとさせていただきます。

議長 長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7番（河野 豊君）

それでは、一問一答方式ですので、ダンピング防止対策について質問を始めます。

先ほど町長のほうから答弁があったように、六戸町も大方の部分についてはダンピング防止ということで落札、限度額を設定して入札をしているというのは事実でございます。

ただ、先ほど町長がおっしゃったように少額工事、いわゆる300万円以下についてはその設定はしていませんよということで、その300万円以下が非常に問題なんです。最近の入札を見ていると、大体予定価格の半額か、もしくは半額以下で落札をされております。じゃ、そういう300万円以下の工事にはどういう人たちが参加しているかというと、町場の工務店だとか、本当に小さく、何人かでやっているような方々が参加をされております、名簿を見ますと。そういう方々について限度額を設定しないで、何ぼでも競争しなさいというふうな形でやらせていいものかどうか。私はそここのところを聞きたいんです。そのことに対して町長はどのようなふうな感想を持っていますか。

議長 長（苫米地繁雄君）

町長。

町長（吉田 豊君）

まず、ダンピングということですが、ダンピングにかかわる部分は、私ども行政側、役所側がどうこうしていることではないということをご理解いただきたい。やる事業者の

方々の意識の捉え方の問題というふうに思っておりますので、私どもとしては、先ほど言ったとおり、高額と言いますよりは、ある一定量、金額以上、今、ご質問にありますように300万円以上の場合においては最低制限価格、これ以下を下回っては正当に、本当に仕事ができるかどうか分からないというところでの価格を設定をし、それ以下は失格ということをご存じのとおりやっております。300万円以下ということでございますが、私どもとしては均等に入札にかかわる地域の産業やそういう方々のためということもあり、行っておりますので、ただ、その際において最低価格をなぜ設けないかというご質問だろうというふうに思いますが、私どもとしては、実際に利便性とかそういうふうに行っているの、業者、事業の努力もあろうかと思えます。先ほど申し上げたように、金額が安い場合においては、それが本当に適正で、十分に目的を達する事業として行えるかどうかを確認をしながら、ただ漫然と安いからよかったではなくて、確認をしているというところがありますので、そちらのほうのちょっと詳細を担当課長のほうから答えさせたいというふうに思います。

議 長（苫米地繁雄君）

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

ただいまの質問の内容でございますが、一応300万円以下については少額の工事ということで最低制限価格を設けておりませんが、これは先ほど町長が答弁したとおり、町内の中小業者さんの活性化ということも含めて、広く入札に参加していただくという意味合いも含めて特段現在では設定していないということになります。よろしく申し上げます。

議 長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7 番（河野 豊君）

300万円以下が制限価格を設けていないということで、それにはそれなりの理由があるということでわかりましたけれども、結局、300万円以下の工事が平成26年度も何本かあっていましたけれども、小さい業者さんたちというのはその300万円以下にしか入っていないんですよ、現状としては。その中で目いっぱい自分のできる範囲で、多分利益もほとんどない

んだらうと思いますよ。そういう厳しい金額の中で応札をして落札をしていると。果たしてそのことが……、町内の業者の育成とかという言葉が今、出ましたけれども、逆じゃないんですか、それ。逆に殺していることになりませんか。いろいろ話を聞くと、言葉として出していいかどうかわかりませんが、非常に厳しいと。そういう状況は読み取れますよね、そういうことは。言わなくても、私が。だから、やっぱりそういうことについてもきちんと予定価格に制限を設けてやるのが本来の姿じゃないですか。そういう方たちがもっと別なほうにも入っていて、そういう機会が与えられているというのであれば、これは別ですよ。見ていけば、その300万以下のクラスにしか入っていないんですよ。役場の入札だということ、指名になったということで喜んで来るわけですけども、ふたを開いたら「いや、何ぼにもならなかった」というふうな話もちらほら聞こえてくる。だから、そういうことに対してもっと町長、どうですか。やっぱり真摯に私は対応すべきだと思いますけれども、もう一回ちょっと答弁してください。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

ご質問は、何か役場のほうがあえて仕分けをしながらやっているようなイメージのご質問でございますが、私どもとしては、先ほど申し上げたような形でもってやっております。あえてご質問のとおりでやるとするならば、地域ですとか、そういうことは一切関係なく、すべての一般競争入札という形が一番ベストではないのかなというふうに思います。

ただ、果たしてそういうふうになった場合、これは、このようなテーマが議論された時代が何回かございますけれども、その際において結果的に地元の人たちが全く論外になるんだというお話があります。私どもとしては、完全に排他されるような環境での入札にならないことが地方にあっての者としていだろうということで今のやり方をやっているわけでございまして、公、役所という立場から言うのであれば、そのことをどうでもいいと、もし……、何か苦しめているんじゃないかというお話がありますが、逆に私どもが公であるからこれでいいんだよということでやってしまえば、仕事とか入札とか、そういうことには縁のないような形になる業者が町内にできるほうがよほど仕事をする機会を与えない、または受けられないことをわかりつつ役所がやっているんじゃないかと捉えられるほうが大きいのではないの

かなというふうに思います。

実際のダンピングですとか、値段を低価格で入れるとかそういうことに関しましては、私どもが何らかの指図してやっているわけでもなくて、それぞれやっている事業の方々のご判断をされているわけです。お仕事上、河野議員もよくおわかりだと思いますが、「ダンピング」という言葉も、そして、この低価格がどういうふうになってこういう価格を入れるのかも、これは私どもが逆にやっている事業の方々のほうからお聞きしたいなど。なぜそういうふうな形でやられるんですかと。極端なことを言えば、低価格と言いますが、私どもはある一定の金額をちゃんと設計上のことやら何やらでとっているわけでございまして、別にそれが低価格じゃなくても、ある程度の段階でも、適正であればそこが落札したという形でやっていただくわけなんですけど、今、私どもの側に「ダンピング」ですとか、そういう言葉で責められても、私どものほうは、逆にそのようにならないで、適正に落札されるようにご努力くださいというふうに申し上げざるを得ないなど。

今、どう思いますかと言われても、私どもは解決策はたった一つ、完全なる一般競争入札でございます。それしか道がないと思います。ただ、その際の弊害という部分は、もう想像の域じゃなくて的確に地元ダメージという部分は発生してくるのではないかなと思っておりますので、少額にかかわる最低価格ってどうだろうかという部分は考える余地はあるなどというふうに思いますが、それが果たして、余りそういうふうにやりますと、必要なときに随契でお願いする場合があります、本当に小さい額で。それ等もございますので、どのようにすればいいのかはちょっと検討の余地はありますけれども、私どもとしては、こちらからそういうふうになるようにはやっていないということだけのご理解いただいて、役所でやることは、こういう時代でございますから、適正に皆さんが落札をしてくださることを期待する以外にないなどというふうに思っているところでございますので、ご理解をいただければなどというふうに思います。

議 長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7 番（河野 豊君）

ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれませんが、要するに、やっぱり地場の産業は育成していかなければいけないと思うんですね。もちろんそこにはいろんな雇用だとか、

あとは消費だとか、いろんなことがかかわっていますので、これは非常に大切なことなんです。ダンピング防止がなぜ必要かというのは、これは町長も十分ご存じのことだと思います。昔、1円入札だとかよくありましたけれども、あれはちょっと別問題ですから関係ないとして、いわゆるダンピングが発生しますと、建設業という業界が疲弊してしまうと。疲弊してしまうと、産業として今度は成り立たなくなる。今、東日本大震災もそうですけれども、やっぱり建設業という役割が見直されてきている。そういう中において疲弊した状況をつくることはいけませんよということで、国のほうである程度指導というか、指示して公共工事の品質確保、品確法なるものもできてきています。その中においていわゆる建設業に携わる方々の人員とかそういうこともなるべく減らさない。減らないような状況をつくりましょうということが前提だと思うんですね。

一般競争云々とかそういうことを私は言うつもりは毛頭ありません。やっぱり300万円以下にあっても、できることであれば、何らかの対応をしてほしいということです、はっきり言うと。それが、やり方によっては、うまくいけば私は万々歳だと思っています。今の状況だと、お互い疲弊してしまうような状況にあるということは、これは否めないと思うんですね。そこだけは理解してほしい。そういうことを前提にこれからの対応についても何とか検討していただきたい。そのことがいわゆる建築業界の、要は声なんです。そうしていかないと、本当にお互い疲弊してしまって、今度は、疲弊するのはいいんですけども、そこに勤めていた人が1人減り、2人減りとかということで、やっぱりいろんな意味で今度は悪影響が生じてくると思うんですね。そののところを私は言っているのでありますので、そのところについてちょっともう一回、町長のほうから。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

実際は、今、ご質問がある中で何かしてくれということでございますけれども、ダンピングやそういう低価格でもって大変だというお話をされているのが声だというふうにおっしゃいました。私どもに言わせますと、その「声だ」という方々同士で低価格をやっているわけですね。逆になぜなのかお聞きしたい。私どもとしては、そのように大変かもしれない方々に少額であってもいろんな事業を何とか、町で行うものがあるならば携わっていただければ

ありがたいなということでやっているわけでございまして、今、私どもが何らかの策をやったからこうしたとかじゃなくて、実際にそこにいる当事者の方々がいらっしやる中でどうだというのは、私どもとしてはちょっと逆に皆さん、どういうふうにやっているのかと。先ほども言いましたが、どういうふうに事業を皆さん、やっていらっしやるんですかと、役所として逆にこちらのほうから質問したい。いろんな意見を聞きたいようなものです。

個々にそれぞれは言うでしょう。とれなかった人は、こうだからとれなかったんだ、ああだったというかもしれません。しかし、これは相手は私どもではなくて、同じく入札に入った人同士や事業をやろうとする人たちがどのようなお考えでやっているかということになるのではないのかなというふうに思います。私どもとして、特別な、無理やり予算を抑えて二束三文の金額でもって、これを無理やりやらせたとかそういうことではありませんので、ぜひ冷静な形の中で、それぞれの皆さんが公の役所等の仕事がありましたら、入札をしていただいて、今、ご質問があるような、これじゃだめだという形じゃない形の中で、いろんな経営上のこともあろうと思いますので、その中で皆さんが入札額を入れ、落札を目指していただけるというのが私どもが望むところでございまして、先ほど言いましたとおり、若干の内容の変化はありますが、金額が小さくてもどうするかというのはちょっと検討はいたしますけれども、そうだから、「はい、これでオーケー」というものにはなかなかかなり得ないのかなというふうに思っておりますので、ぜひ余り遠慮しないで、お互いにそこその価格で入札を入れてくださるように、もしそういう方がいらっしやったら、お話ししていただければいいのかなというふうに思います。

議 長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7 番（河野 豊君）

ニュアンスから言いますと、ある程度前向きにやってくれるものだと思っております。

もう一つちょっとお聞きしたいのは、町のホームページを見ますと、入札結果だとか出ていますよね。300万以上のものについてはきちんとあります。300万以下のものについては、要は落札者と落札金額しか入っていないんですね。少額だから省いているのかどうかわかりませんが、それはどうしてなんですか。

議長（苫米地繁雄君）

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

今の質問でございますが、基本的には全部載せる方向では動いております。ただ、余り金額的に少ないとか、随契とかの場合については掲載しない場合もございます。

以上です。

議長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7番（河野 豊君）

随契については、いろんな特殊な技術だとかあつたりしますので、それはそれでいいと思いますけれども、できるだけ情報公開で入札者が誰々で、応札金額はどこだというのは、やっぱり情報として載せないと、私はちょっといけないんじゃないかなと思っていますので、そこはきちんとお願いしたいと思います。

ダンピングについては以上で終わらせていただきます。

次に、廃屋対策についてでございますけれども、町内、皆さんも歩いていると、いろいろ目に入っているのは私だけではないと思います。このまま放置して、このままの状況を何も手を打たないでいけば、将来的には大変な状況になるのはまず目に見えている。もう本当に壊れるばかりになっているところもありますし、屋根のトタンが剥げてしまって、中の野地板も見えたりして、「いや、周りの人たち、近所の人たちは大変なんだろうな」と思いつつ、正直言って見えています。先ほど私、申しましたように、空き家等対策の推進に関する特別措置法というのが国のほうでもやっとできたんですね。この措置法を見ますと、ある程度行政側にも立ち入りの権限だとか、勧告だとか、あとは行政代執行だとか、そういうことができるような対策になっております。なので、これを受けて町としてはやっぱり廃屋条例ですか、名前がどうかわかりませんが、つくらないといけないと思うんですね。

他の自治体では、これは平成24年度の数字ですけれども、272の自治体がそういう条例を策定済みだということで、やっぱり町がきれいでない、あっちも汚い、こっちも汚い、そっちも汚いみたいな形になってくると、ふるさととしての意識が薄れてくるのかなと思うん

ですね。そういう意味においては、やっぱりある程こういう法律ができたわけですから、何とか前向きにそういうものに対する対策を講じていかなければいけないと思いますが、大まかなところでいいんですけれども、町長の答弁を求めます。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

先ほども申し上げましたが、基本的には国の流れをそしゃくしながら制定という部分を考えていかなきゃならないというふうに思っております。それは、先ほども申し上げましたように、所有者であったり、そういう方々固有の財産という部分がありますので、恐らく国のほうもそういう点に関しては、よく確認できるような条例を制定するに当たってもやるべきということは、法律違反になりますから、当然考えていくことだろうというふうに思っております。

今、全国に幾つかがあると、こういうお話がありました。私どもの身近な中であっては青森市の空き家条例があります。これは、落雪と倒壊、豪雪による地域の特徴という中で行われているところがあります。恐らくそれぞれの地域は、私どもとは違う形、それぞれの条件の中で空き家条例、廃屋に対する条例を決めていらっしゃるのではないのかなと思います。東京都のほうにいきますと、地震対策から相続やなんかで放置された住宅、なかなか周辺の人は手をかけられない。しかし、危険であるというような中で、都会のほうでもそのような状況があるようでございます。今後においては、そういうものは行政の側が今までと違って、ある程度勧告、指導等ができる強制的要素がちょっと高まっていくんだらうなというふうに思いますが、いざ、強制撤去とかというのは、本当に危険を感じた状況やそういう状況があった場合になるのではないのかなというふうに思います。当然、その経費等、それらに関してはもうこれは想定であります。場所によっては、強制撤去をしましても、その経費はその相続等でもめているというか、片づかないでいるとすれば、その関係者にその分も回すと。一旦は行政が経費をかけるけれども、回すんだというようなところもございます。

実際はどのようにやっていくのかというものを指導、まず国の流れ、そして、具体的にやっているとこ等を検討しながら対応していくべきと。これから、ご質問がありますように、空き家という部分が出てくる社会はまず想定されます。ですから、ただ単に放置され、所有

者が不明というのものもあるかもしれませんが、今言ったそれぞれの所有者の都合上の中での存在もあるかもしれませんので、その辺とのかかわり、完全に、ご質問にあるように屋根が飛んでしまったとか、全くの放置状況というものと、また空き家となっているが、しばらく人の様子が見られない。そして、トタン等が飛んでいるというようなケース、いろんなことが想定されると思いますので、私どもはそれをいろいろ調べながら、一つの社会テーマとしてご質問いただきましたし、大事なことだなというふうに思いますので、このことを、環境美化ばかりじゃなく、廃屋にかかわる点を考慮しながら、国の政策もありますので、努力していきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長 長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7番（河野 豊君）

空き家になっているところについては、やっぱり所有者の確認というんですか、そういうものが非常に難しいんだろうなと正直思っております。どこにいるかわからないというんですか、行方不明というのものもあるんでしょうけれども、今各自治体では税を滞納している方々の、要は納税を求めるのに青森県市町村税滞納整理機構というのを組織して、ある程度そちらのほうに対応を任せていると思うんですけれども、いわゆる空き家になって連絡がつかないようなところについては、当然、連絡がつかないわけですから、税金も滞納しているような気がするんですけれども、そういうものについての対応というのはどのようにしているんですか。いわゆる税の徴収について、税務課長がいるから税務課長に税の滞納について、税の滞納している方々についてはどのような対応をしているのか。

議長 長（苫米地繁雄君）

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

今のご質問は、税の滞納している人と空き家がかぶっている場合は連動して空き家対策の所管課のほうへその情報がやられているとか、そういう質問でしょうか。基本的には、税情報は庁舎、役場の内部であっても目的外使用、いわゆる税の賦課とか徴収以外の目的には

情報提供はしていません。基本的にはですね。

ただ、先ほど言った、今、国のほうで定めた空き家法の中には内部利用ができるという規定が盛り込まれているはずですが。それをもとに今後、じゃ、内部で税の情報の利用をどうするかとした場合に、私の考えですが、はっきりとあらゆる調査、調べをしたけれども、わからなかったという経緯を示すものがあれば、もし税のほうで持っている情報があれば、これは示していかなければならないなというふうに考えております。

以上でございます。

議長 長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7番（河野 豊君）

ちょっとあと一つ確認したいのがあるんですけども、この青森県市町村税滞納整理機構ですけれども、六戸町としてはここといわゆる連携を図ったという経緯はありますか。

議長 長（苫米地繁雄君）

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

ないはずですが。ございません。

議長 長（苫米地繁雄君）

町長。

町長 長（吉田 豊君）

先ほどの固定資産税との関係のことを申し上げますと、先般、全国紙の青森県版にこの空き家にかかわるものが載っておりました。今までは固定資産税とそれを実際は課長が言ったとおり、情報を利用してどうのというのは、基本的にはやってはいけないということになっているんですが、今、おっしゃったような空き家等にかかわるものに関しては、内部情報を誰がどうしているのかということ調べてもいいよというような流れになっています。それ

で、また固定資産税を納めてくださる、それらにかかわる、本来はある特定の、固定資産税というものは一旦入ってしまうと全体のものでありますから、ここで使っちゃいけないというのはあるんですけれども、実際は税のものを空き家対策として利用してもいいよというふうに、国のほうとしては特別措置的な意味合いの中でなってきたというふうになっておりますから、これらのこともちょっと先ほど言ったとおり、整理しながら考えてみたいと思います。

全国紙というのは読売新聞です。三、四日前、もっと前だったかに青森の空き家等の関連で……。

(「3月6日」の声あり)

町 長 (吉田 豊君)

3月6日ですね。空き家等にかかわる部分が載っておりましたので、具体的な流れとしては積雪、豪雪の地域でやっているものとして、判断としては参考になるのではないのかなというふうに思っております。ご理解いただきたいと思います。

議 長 (苫米地繁雄君)

7番、河野君。

7 番 (河野 豊君)

廃屋対策について、市町村税滞納整理機構ということで若干話がずれてしまったんですけれども、正直言いますと、ちょっと私もお世話になった経緯がありまして、町でもいわゆる税を滞納している方々についてそういうところと若干連携をしながら税の徴収に努めている例があったのかなと思ったりして一応聞いたんですね。固定資産税が、廃屋といえば言葉は悪いんですけれども、見るからにそういうふうな状況のところについての、大ざっぱでいいんですけれども、廃屋に近いようなところの建物についての納税というのは、どのくらいの形で納税がされていますか。

議 長 (苫米地繁雄君)

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

申しわけございません。把握しておりません。今、手元に資料もございませんので、ちょっとお答えしかねます。

議 長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7 番（河野 豊君）

わからないということで、ちょっと私も前もって調べてくればよかったんですけども、そこはちょっとあれですけども、いずれにしても、町長もおっしゃっていたように、空き家から明らかに廃屋に変化していくというのは相当数これから出てくると思いますね。その中においてやっぱり安全・安心だとか、あとは環境だとか、隣近所に住んでいる方々の不安解消という意味でも積極的に行政がかかわっていくべきだし、いかなければいけないと思いますね。そのためにも国のほうでも、何か見ますと、補助金も出すような話も文書として書いてありますので、その辺も含めてやっぱり生活環境が今以上に悪くならないような形で努力されることをお願いして、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、美化的な意味の中でおっしゃるとおりだというふうに思いますので、国のほうの施策もこのようになっております。先ほど言ったとおり、「廃屋」と表するか、その尺度という線引きははっきりしません。先ほど税務課長がわからない、把握していませんというふうにお答えしましたが、それをつかまえていないということではなくて、実際にこれが廃屋と言っているのかどうなのかというのはわからないところが結構あります。あるところは屋根が飛んでいます、私が知っているところは。実は、そこは人がいるんですが、ちょっと別のほうの病でずっと病院に入っているんです。それで見える人がいないんですよ。たまたまそう

いうおうちもあります。ならば、それを廃屋と言えるのか。空き家には空き家、今、人がいなければ空き家なんです、それをどういうふうに判断すればいいかという等もございまして、今、これからも、調べると言いましても廃屋かどうかとの線引きがはっきりした段階でなければ、私どもとしては、固定資産税だとかいろんな関連の部分は、数字はつかまえられるのかなというふうに思っております。

ただ、おっしゃる総体的な意味、美的な意味もわかりますので、今後対応すべき課題、社会課題というふうに捉えておりますので、努力してまいりたいというふうに思います。

議長（苫米地繁雄君）

これで7番、河野豊君の一般質問が終わりました。

次に、4番、高坂茂君は一問一答方式による一般質問です。

高坂茂君の発言を許します。

4番、高坂君。

4番（高坂 茂君）

ただいまご指名をいただきました高坂茂と申します。質問に入る前に一言申し上げることをお許しいただきたいと思っております。

4年前、六戸町議会の選挙において議席をいただき、活動してまいりましたが、早いもので4月の改選期まであと少しということとなりました。これまでの議会活動を簡単に振り返ってみますと、議員1期目ということもあり、緊張の中、本会議に臨んだことを鮮明に思い出します。何もかもが初めての経験のことであり、1年目を過ぎたあたりから周りの状況が少しずつ、余裕を持って見られるようになったことを覚えております。

また、自分の議会活動がどのようなものであったか、検証しなければならないと思っておりますが、イの一番には今回の町民の審判を仰ぐのが本筋のことと考えます。

さて、昨年も内外において災害や紛争、あるいはテロと色々なことがありましたが、年が改まった矢先に日本人ジャーナリストの後藤健二さん、湯川遥菜さんの2人が、過激派組織イスラム国に拉致された後、ヨルダンを初め世界中の支援を仰ぎながらも救出がかなわず、殺害されました。皆さんもテレビ等で逐一動向を見守っていたと思いますが、あの殺害の残忍さに、なぜあのような惨殺なのかと我が目を疑ったものと思っております。

そしてもう一つ、連日、テレビ、新聞等で報道されている事件についてですが、皆さん、

誰もがあのようなことがとっていることです。川崎市に住む中学1年生、上村遼太君の非業の死です。遊び仲間の少年にまるでイスラム国の処刑に似たやり方で惨殺されてしまったことに、私たちは大きなショックを受けました。このようなことがあっていいものか、いや、あってはならないことではないでしょうか。このようなことが起きてしまっただけからではもう遅いのです。いま一度この事件の真相を考える必要があるのではと思います。

ここで、無念であつただろう上村君に天国で安らかなれとご冥福をお祈りするとともに、また、ご家族様に何とも言われぬお悔やみを申し上げます。

前置きが長くなりましたが、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

質問の1点目は、地方創生法における当町の取り組みについてです。

政府は、人口減少問題と国土の均等発展を考えて、昨年、地方創生法を打ち出しました。我が国の現況は東京に一極集中しており、極めてバランスがとれておりません。地方からの流出に歯どめがきかない状態であり、国として極めて不均衡な様態である。したがって、この事態を変えようと地方に人口が分散するような施策を県、地方自治体が知恵を出して、この事象を変えていこうという趣旨ではと思います。

本年4月から来年3月までに自前の施策を提案できれば、それに交付金を出しましょうということですが、このことについて、1点目として「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における当町の取り組みとビジョンについて、2点目は、これにおける若者の雇用と定住対策への考えを、3点目はUターンあるいはIターンの積極対応について、町長の考えをお伺いします。

次に、電子投票についてです。

来る4月の当町議会議員の選挙において電子投票を実施するかどうか、また、電子投票を実施するのであれば、有権者にその優位性をわかりやすく説明していただきますようお願いいたします。

以上、質問項目2点について、壇上からの質問を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

それでは、高坂議員よりお受けいたしました質問にお答えしてまいりたいと思います。

平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、ご質問にありますように、人口減少と地域経済縮小の克服と、「まち・ひと・しごと」の創生と好循環の確立を柱とするものでございます。

国と町の取り組み体制の規定では、地方は国の長期ビジョンと総合戦略を勘案し、2015年度中に中・長期を見通した地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定するという事となっております。地方版総合戦略は、青森県も総合戦略を策定することとされておりますので、町では、国・県の戦略を勘案しながら策定をしていくこととなります。

また、当町の取り組みでございますが、第4次六戸町総合振興計画を核とし、独自性を持ち、自立する町となるよう検討してまいりたいというふうに思います。

次の若者の雇用と定住対策への考えについてでございますが、ご存じのように、八戸市、十和田市、三沢市に隣接、接近している当町は、町内の就労に比較いたしまして、これらの隣接する自治体の職場への就労が多くなっております。こうした地理的条件を生かした若者の定住対策として、若者定住支援事業ですとか、定住促進新築住宅建設補助金を行ってまいりました。雇用と定住は国内外の経済状況あるいは借家の需給など、その時々状況により大きく変わるため、町だけの施策というより国、関係自治体、民間企業などの動向を見守ることが重要であると考えており、何よりも職業を持つ若者が定住することは当町の活力にもなると捉え、今までの施策を継続しながらも、時世を見きわめながらさらなる有効施策を模索・検討し、実施していきたいと考えております。

UターンあるいはIターンの積極的対応という点でございますが、地域の人口減少の一つの要因として、若い世代への東京圏への過度な集中が挙げられております。当町においても、若者の流出により地域の人材、人出不足などへの影響が顕在化しているところであり、平成26年度から青森県や県内自治体で組織する「あおもり移住・交流推進協議会」に参加もしているところでございます。この協議会では、東京圏からの移住希望者への情報提供を行うために東京都内に移住交流相談員を配置し、Uターン、Iターンを希望する方に対して相談窓口を設置し、あわせて他県の動向や事業についても情報収集・交換を行っており、今後はより有効な活用をしたいと考えているところでございます。

また、電話等による当町へのUターン、Iターンの希望者からの問い合わせに対し情報提供は常時行っておりますが、今後はホームページなどを利用してより積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次の電子投票についてのご質問にお答え申し上げます。

最初に、4月の町議会議員選挙において当町の電子投票の是非を問うということでございますが、ご存じのとおり、電子投票は有権者の意思が正確に反映されること、自書が困難な方であっても投票ができるなどメリットが多く、自書式に比べ投票が行いやすく、住民に浸透していることから今回の町議会議員一般選挙においても実施したいと考えているところでございます。

次のご質問の電子投票を実施するなら、有権者にわかりやすい説明を問うとのことですが、六戸町の電子投票実施にかかわる、これは独自に選挙等の研究をされている大学でございましたが、アンケート調査を六戸で行いました。その結果によりますと、投票のしやすさでは、自書式と電子投票では、85%の方が電子投票がいいというふうな意見でございました。その理由として、投票が簡素化されていることや正確に投票ができることなどが挙げられております。このようなアンケート結果を見ましても、電子投票の利便性を多くの方が当町において理解されているものと思われまます。

また、当日は通常の選挙より人員を増員し、画面の操作のサンプルを見せながら、操作に迷わないよう操作説明係を配置してまいります。そのようにしてまいりたいというふうに思っています。

1回目の答弁とさせていただきます。

議 長（苫米地繁雄君）

高坂君。

4 番（高坂 茂君）

それでは、1点目の地方創生に関する質問をしていきたいと思えます。

ちょうどこの質問が事務局が届いた後に、3月1日付の東奥日報の朝刊の紙面にアンケートが、これは切り抜きなんですけれども、ちょうどタイミングよく載っておりました。そういったところで、これは多分、町長がアンケートに答えていると思えます。県の首長、それから青森県の自治体40、そのアンケートで何点か、要点だけちょっとお聞きしたいと思えます。

一つは、日本創成会議の中で2040年度に消滅する自治体が半分、1,800のうち大体半分近くが消滅するという会議の発表がありましてかなり動揺したわけなんですけれども、このアンケートの中にもあるんですね。そういったところで、一つは六戸町がどういったふうに危

機感を抱いて消滅可能なのか、いや、違うと、そういったところの回答をどういうふうにしたのか。

それから、やはり施策としてどのようなことを期待しているのか、国に。それともまた六戸町がこれからどういったようなところを重点的にこの町の生き残りとして考えているのか、そこをひとつ端的にお伺いしたいと思います。アンケートの回答をしたところです。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、自治体消滅という話、ショッキングな「消滅」という言葉が出てきたわけですが、消滅もやむなしという地理的なところもあるやもしれません。しかし、人が暮らしている中にありまして「消滅」という言葉はふさわしくない。または現実に人数は減ったにしてもあり得ないことかなというふうに思っております。これはいろんな、私どももこういう立場でございますので、出かけてまいります、まず、「自治体消滅」という言葉が出てきた、これの社会に与えたものとして評価すべきことが一つあると。これは、自治体とか、それらを一生懸命やってくださっている東大の先生方等の話なんでございますが、まず、国民が特別な意識ではいなかった。しかし、この「自治体消滅」という言葉を耳にした瞬間に何とかしなければという立ち上がる意識を植えつけたことは確かであると。あわせて住民、国民ばかりじゃなくて、国自体も地方創生という中であって地方の人々が暮らすことへこのままではだめだというふうに動きが出てきたことは、この言葉が社会に与えたい点ではなかったのかというお話があります。

実際に、規模的な意味が以前のような形は無理にしてみても、新たなる時代の環境の中にありましての自治体という部分は続けられていくだろうと。そして、冒頭の今回、本議会の提案理由説明の中でも申し述べましたが、確かに人口が減ったり、人口年代的な構造が逆ピラミッド型は否定できませんので、やはり産業ですとか社会のあり方という部分は、必然的にその人のあり方によって変わらざるを得ないだろうなというふうには思っております。

しかし、人は、昔からもものない時代でも、それぞれいる人たち同士で協力し合って集落を形成し、地域をつくり上げてまいりましたので、私はやはり厳しいという中であつても、人々はしっかりと頑張りながら、今の時代ほどではもしかしたらなくなったりするかもしれ

ません。しかし、人々は暮らしていくなというふうに思います。

この中には、六戸町は消滅可能性の都市、自治体という中には少なくともカウントされていなかったということだけは、提案理由説明の際にも申し上げましたが、こういう地方にありながらありがたい環境の中にとりあえずはあるなど。しかし、日本の国全体を見ますと、これは大きく変わらざるを得ない人の社会に存在していることはそのとおりでありますので、今後とも今ある条件を精査しながら前に進むように努力していかざるを得ないだろうなというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、まずこの地方創生にかかわる関連におきまして、言葉は羅列され、いろんなものが日々耳に入ってまいるんではございますが、まとめて言いますと、六戸町が基本としております自律、そして協働、まさに役所か誰かがやってくれるということではなくて、そこに住んでいる人々がそれぞれの関連のある中にいかにアイデアを出し、頑張っていくか。かつて50人が10人でも、どういうふうにしてやっていくかというようなアイデアを出すことを集約し、それにつながっていくような計画を策定しなさいというふうになっております。石破創生大臣の言葉によりますと、こういうものは、役所はとかく業者に丸投げをして計画をつくるが、自分たちで生身でつくりなさいと。丸投げしたものはないに等しいという話をされておりました。私どもがどれだけできるかわかりませんが、どんな小さなことでも私たちがこうやっているということを集約しながら一つ一つ、今いる頑張る人たちの姿を表に出した策定にして努力していきたいものだなというふうに思っているところでございます。

(「アンケートへの回答」の声あり)

町 長 (吉田 豊君)

アンケートへの回答ですか。基本的には消滅の件は先ほどしゃべったとおりでございます。

(「企業誘致」の声あり)

町 長 (吉田 豊君)

企業誘致等、望むところだけでも、6次産業化を含め努力する課題であるから、ただ、今、これが全てこうなればいいというふうに、こっちからの感覚では丸をつけた記憶はあり

ません。厳しい環境の中でやらざるを得ないなど。

それから、空き家や公営住宅の提供、家賃補助などの居住支援というのはもう既にやっていますから、これは何で今さらというような感じでチェックした記憶がございます。保育所整備など子育ての環境整備の充実、ただふやせばいいような言い方をする方もいらっしゃいますけれども、六戸としてはとりあえずは今の流れの中で対応をしているつもりでございますので、あと中身やいろんな流れという部分は、改善すべきところも出てくるのかもしれませんが、一応六戸としては対応はしていますよということにチェックをしたというふうに思っております。

私としては、人は減っても……。

(「政策として」の声あり)

町 長 (吉田 豊君)

これが重要な課題だということですね。だから、そういうふうには捉えてはおります。アンケートは、この間全国紙にもありましたが、何かするといえばアンケートばかり来ていまして、アンケートの上っ面だけでどうしてこんなにさもあらんみたいにして出すのかなと。あえてそういうのをやる方々にこの議会の場をかりて言葉として出しておきたいなというふうに思います。短絡的過ぎまして、こんな単純なものではないはずなのでありますが、ただ右ですか、左ですかというような意味合いで、これで結論づけて、まとめてこういうものに書くのにはいいんでしょうけれども、私どもとしてはそういうふうに短絡的にはなかなかいかない。望んでいても望まないほうがいい場合もありますし、難しさがございます。一応社会一般としての部分があることを望むというだけのチェックをした記憶がございます。

議 長 (苫米地繁雄君)

4 番、高坂君。

4 番 (高坂 茂君)

わかりました。よく言いたいことはわかります。前も、予算とかそういったところで、前回の質問でも大体言っております。

一つは人口減、少子化、この対策、これも大きなテーマなんですね、遠大な。地方創生と

いうのは。というところで、私もこのとおり切り抜きがいっぱいありますけれども、どれを見ても結論というのは出ないんですよ。ということは、地方に「あなた方、考えなさい」と丸投げしたみたいな、石破さんが。そうすれば交付金出しますよと。何が果してできるのかなといったところで、地方が総合戦略、要するに1年かけて出しなさいよと、これは言っていることはわかるんですけども、ただ、具体的に何をやればいいのか。やっているほうは、さっき町長が言ったとおり、家賃補助とか建築補助とか、それから、先ほど言われたようにもうやっているということで、具体的にどういったところをやるということを私もちょっと漠然としているわけで、町長は、ですから、自前での施策というんですか、そこをどういったふうに考えているのか。

先ほども下田議員からの農業問題もありました。ということは、やはり生活するには基盤が必要であり、六戸町がどういった方向に進むのか、要するに消滅しないで。そういったところを、じゃ、どういうふうにこの1年かけて取り組んでいくのか。私は個人的にはやはりさっきも言った、第4次総合振興計画の中でもことは半分、ちょうど5年目になりますか、中間の検証が必要だと思いますし、そういったのを踏まえて有識者、そういった方々を諮問機関というのはちょっと大げさかもわからないんですけども、町長の何かの機関としてやはりアイデアを集めるというか、そういった方法をひとつ考えて、各課横断的に、課長方からもアイデアを聞きながら、有識者からもそういったアイデアを聞きながら、この1年かけてやってほしいなと思いますが、そこら辺の考えはどうですか。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、後半お話しされました、どのようにやっていくのかという点に関しまして、役場の関係者はもちろん協力、頑張ります。ただ、民間である方々、それぞれの関係機関、そういう方々をどのような形でということは考えますが、そちらの方々の意見というものを主に組み立てていこうというふうに思っておりますので、ご質問にあるとおり、私どもが事務的に策定していくと、もちろん今までの経過もありますから、自治体としてやってきたものもありますので、その点等は繰り入れて継続と。厚みをつけてということもあろうかと思いますが、やはりアイデアという部分を入れなければいけないなということがありますので、大方

は役場の人ではなくて、関係者の皆さんにご協力をいただいてというふうになろうというふうに考えておりますので、それをご理解いただきたいなと思います。

それから、地方がどうなるかということはどう町長は思うかということで申し上げます。

まず今、この地方創生の中で一番行わなければならないこと、または今、大事にしなきゃならないこと、それは何かと言いますと、六戸町にも非常に創造的で地域を心配し、頑張るという人たちが出てまいりました。そういう人たちに今ひとつ頑張ってください、やはり地域の魅力、人の魅力という部分をつくり上げるような環境をやっていかなければいけないだろうなというふうに思います。単に人が来るとかではなくて、住んでいる人たちがこういうふうに頑張るといような、今、実際に挙げるとたくさんあるんですが、私がこのような役を担ってから見ましても、今、一番創造的に、私どもから見ると、若者たちがいろんな六戸町のことを考えて行動を起こしているというのがありますので、それを具体的に人々に知らしめるような環境にしていくべきではないのかなというふうに思っております。端的に言えばそういうことになります。

そして、本当にこの地方創生等をなすというのは、私が耳にするところによると、短期間でこういう流れは終わるやもしれません。2年なのか、3年なのか、もしかしたら1年なのか。なぜなら受け身側の私たちがしっかりとつくらなければお金を出さないというのがこの地方創生、平らな言い方をすればそういうことをございますので、それがさほどでなければ、今ほどの話題からずっと消えるおそれもなきにしもあらずと思っております。

じゃ、なぜこれからの社会をやっていかなければならないかという、先ほど高坂議員からもお話がありましたが、先ほど下田議員もおっしゃったようにお米の話がありました。地方に職場、雇用先が幾らでもあるのかという、そうじゃありません。やっぱりかつてのように大金持ちにはなれない。高収入ではなかったかもしれませんが、生活を営むための産業というものが存在したわけです。今、それがなくてございます。ですから、なかなか地方に来てくださいといっても、勤める場所ばかりを探します、やることじゃなくて。ぜひそういう地方における産業という部分が、生活が成り立つような環境を私たちがつくり上げることも大事なのかなと。

今後において新規就農とかそういう人を求めながら、今、都市部の若者には地方回帰のような現象があるんだそうございます。仮に来たにいたしましても、ただ地方、田舎がいいなではなくて、そこで何をやって営むかということ、それをしっかりとやれるように、そして、稲作なり畑作なり、いろんなものに携わるとしても、今後においては新規就農者に150

万円というのがありますが、若干政策の中身が変わってまいりまして、新たな段階においては収益を500万円以上上げた場合には毎年幾らずつあげるとか、そういうふうにもいろいろ変わってきております。私は、地方にあるものを、単に職場という雇用先ばかりじゃなくて、自分たちでどういうふうになすかという人々がそこを選択する地域づくりをしなければ、私はやはり地方には人は流れないと。これは私ども六戸町ばかりじゃなくて日本全国の地方が同様に考えているのではないかなというふうに思います。

やはり人は人を呼びます。その頑張っている人たちをまず支え上げていくこと、そして、ここにいれば、最初は苦勞であっても生活、生計を成り立たせるための可能性を感じ取れる場所、そのような六戸町としてつくり上げる方向性を向けながらいくことが、今後の社会において大事なかなというふうに考えているところでございます。

議 長（苦米地繁雄君）

4番、高坂君。

4 番（高坂 茂君）

人口減については、若者がどんどん都会に流出しているということが大きな要因で、雇用の場がない、これも事実だと思います。それと、農業者の後継者にしてもやはり嫁さんに来る人が魅力がないからということで、周りを見てもほとんどひとり者が多いんですね。というところで、大きな農業政策なんかの中でもう基盤としてしっかり生活できるような、そういう農業だと、やはり担い手も魅力を持ってやると思うし、嫁さんも来るのかなと思ったりもしますので、力をそこに重点的に入れるのかなと私は考えます。

そして、あとは雇用を求めて企業誘致、これは簡単に言えるんですけども、やはり企業というのはなかなか来てもすぐ撤退するとか、収益が上がらないと。そういう側面もあります。そういうところで、さっき町長も言ったとおり、十和田市、八戸市、三沢市とか、そういうところに囲まれて非常に立地条件が災害もないということで、やはりそこをアドバンテージと見て生きる方向性を見出していったほうが私はいいのかなと思ったりします。

というところで、これは私の考え方なんですけれども、やはり若者に積極的に嫁さんを紹介するみたいな、そういった点も一つのアイデアだと思うんですね。昔は、それこそ我々の親の時代はそういうふうなお世話する係がいて、それから時代が変わってきたんですけども、どう見ても「本人が」、「本人が」という言葉しか聞こえてこない。ですから、そうい

うお世話するような、おせっかいするような方を、法人というのは正しいかどうかわからないんですけども、NPOみたいなそういったところを考えてもいいのかと。これは私の一つの考え方です。そういったところで、六戸の進むべき道を、さっきも言いましたが、識者を募ったりして前向きに地方創生、これも、みんな画一的にやると、みんな同じことをやっちゃいますので、ひとつ個性を持ったやり方をやっていただきたいと思ひまして、次の質問に移りたいと思ひます。

電子投票なんですけれども、電子投票ですから正確にとか、自書ができない方、そういうアドバンテージ、メリットがあると言ひましたけれども、そういったところを町長からお話を聞きましたので、具体的にこの電子投票の内容についてちょっと質問していきたくと思ひます。

一つは、電子投票をしている自治体というのは全国でどのぐらいあるのか。私の調べでは六戸町だけだと思ひております。それと、この投票システムの中でふぐあいは今まで、かつてなかったのかどうか、その検証ですね。私はこの電子投票の扱いというのは、お年寄りがちょっと苦手かなと思ひたんですけども、タッチパネルという形ですので、ほとんど無効票というのは考えられないんですけども、この前のデータを見ると、41票の無効票が出ていますね。そういったところ、ちょっと中身を、電子投票を実施している、それから無効票、そこら辺の実態というものをお伺ひしたいんですけども。

議 長（苫米地繁雄君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

高坂議員の全国でどれぐらいの自治体が電子投票を実施しているのかという1点目、これについては、過去において電子投票を実施した自治体としては11の自治体を実施していましたが、引き続き現在も実施を予定している自治体については当町と岡山県の新見市の2自治体となっております。

それから、投票システムのふぐあいがなかったかということなんですけども、過去4回の実施の中ではふぐあいはございませんでした。

それで、電子投票なんですけれども、電子投票できる投票は当日の投票と、それから期日前のみの投票でございますので、不在者投票については、電子投票はできません。

それで、無効投票というデータをごらんになったということなんですが、無効投票については、不在者投票の自書式になりますので、そちらのほうの件数だと思われます。

以上でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

高坂君。

4 番（高坂 茂君）

とりあえず中身についてちょっと質問して、最後にまた締めたいと思いますけれども。

それで、一つは経費のことなんですけれども、この電子投票の、予算書を見れば、議会選挙は1,300万何がしで、町長選のほうは1,100万というふうに記載しておりますので、実際、今の電子投票の前は総務省からの補助金が出ていますよね。今回もまた出るのか。

それから、機器のレンタル料というのはあるわけですよね。実際にどのくらいのレンタル料なのか、ちょっとこの2点をひとつお伺いしたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

今回の電子投票に対して交付税なりの措置があるかということなんですが、これについては、一部でございますけれども、交付税の対象として、何という項目名か、措置されるということになっております。一部で、全額じゃないんですけれども、はっきりした金額は未定なんです、措置されるということにはなっております。

それから、電子投票の経費なんですけれども、前回の経費を参考にしますと、前回の町議会の選挙では全体で約1,729万円かかっております。そのうちの電子投票の委託料が約460万円、この460万円については機器のレンタルと、それから操作をサポートする人の人件費を含めた形でそういう形になっております。今年度については、先ほど議員も述べられたとおりでございますので、以上でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

高坂君。

4 番（高坂 茂君）

もう一点、従来、我々、県会議員とか、衆議院とかそういう国政選挙は自書式でやっているんですけども、それとこの電子投票を比較した場合、例えば前の町議会選挙において自書式でやった場合と電子投票の経費、この単純比較でいいんですけども、前回私が質問したときには100万ぐらいオーバーしているというんですか、自書式のほうが少なくかかったように思っているんです。そこはちょっと比較になるんですけども、大まかなところでどのくらいになるのか、そこら辺。

それからもう一つ、最後に電源が落ちたときには、すぐにこれは復旧できるものかどうか。そういったバックアップ態勢、その2点をちょっとお伺いします。

議 長（苫米地繁雄君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

電子投票と紙投票との比較というのは非常に難しいんですが、ちょっとさかのぼりまして、本当に参考なんですけれども、紙投票で町議会選挙を実施したときは、11年さかのぼりまして平成15年になりますけれども、その際には全体経費として約550万ほどかかっています。それで、23年4月には電子投票で町議会議員選挙のほうを実施しておりますけれども、その際は約1,070万円、それぐらいの経費がかかっています。この比較をすると、約500万ぐらい多く電子投票のほうはかかる計算になるんですけども、先ほども言いましたけれども、特別交付税の措置がございますので、その辺は勘案していただければと思います。

それから、電源が落ちた場合の対応ということなんですが、電子投票の機器そのものについては職員の車のバッテリーで対応できますので、直ちにバッテリーで対応することになっております。

あとそれから、公民館によっては非常用の電源、電池式の電源を設置している場所、公民館もございますので、設置している公民館についてはそちらのほうを使用する形になりますので、電源対策については直ちに対応できるということになると思います。

以上です。

議 長（苫米地繁雄君）

4 番、高坂君。

4 番（高坂 茂君）

電源が落ちたときの対応というのは非常にこちらも気にかかるところなんですけれども、車のバッテリー、それから自家発電、それがあつてということで大丈夫ということで、そこは対応をしっかりとすることだと思います。

単純に私が言いたいのは、この電子投票もいいんでしょうけれども、アンケートの結果もそういった形で、なぜ最初、11の自治体がやつて、今、当町を初め2自治体なのか。やはりそれは経費のことを私、一番考えると思うんですよ。前回私も選挙で結果が出るまで多分、この電子投票だと五、六分ですぐぱつと出てくると思うんですね、結果は。それにプラスアルファ不在者投票、そういったところ、期日前の投票なんかも全部集めて出るのにどのくらい、10分もかかるのかなと思ったんですけども、結局、私の感覚だと1時間ぐらしかつたのかな、結果発表を知るまで。といったところであれば、そんなに2時間、3時間も開票作業がかかることはないのかなと思いますので、ここはひとつ考える価値はあるのかなと。

もともとは大きな町、それから県知事選とか、そういった膨大なデータを処理するにはこの電子投票は多分向いていると思うんですね。ただ、トラブルが発生したとき、機械ですから、そういったところもあつてやはり撤退していったんじゃないのかなと私は推察します。ですから、私たちのこの六戸町の規模であれば、自書式でも紙ベースでも私は足りると。経費的にも電子投票よりは安く済むんじゃないかなといったところで、私はこの電子投票じゃなくて普通の投票に戻すべきと思うんですが、最後にそこら辺、町長からの考えをお聞きしたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

基本的に現段階に戻す気はございません。まず結論から申し上げます。

と申しますのは、他のほうは撤退したということですが、私は環境を整えずしてやつての

失敗がなされたのではないのかなというふうに思います。他の自治体が行わない最大の理由は勇気がないから。既存の概念での選挙だけをやっていればいいから、それでやってきたというふうに思います。

私どものこのスタートは、選管の方々が新しく試みることに、その後において自由民主党本部に呼ばれまして、新見市の市長とともにこの旨の経過等をお話をいたしました。当時、衆議院の方々がいらっしゃって「絶対私どもは進めてまいります」と言いました。参議院の人たちがちょっと。選挙があるからと。次に、参議院の方々はいいんだけど、次は衆議院の選挙があるからちょっとというような経緯が事実、向こうに出向いてのことがありましたので、まず申し上げておきます。国会議員の方々もこれを進めると言いながら、何を考えていらっしゃるのかなというふうに思わざるを得ないものでございます。

勇気がないというのは、受ける側におきましてもお金を口実にしておりますけれども、お金よりも何よりも、まず選挙というものはどういう条件があるか。それは何かと申しますと、投票所の行為、それから有権者が投票所に来たことの効率性があります。それが今までだと、紙ベースですと、実際に来た人たちが、先ほどのお話での不在者投票での件は、はがきやなんかで参りますので、自書式になって出てまいります。それでも推して知るべしでございます。実際に自書式でやった場合の無効票というものはかなりの量がございまして、でも、どなたかがその投票所まで来た、しかし、その意見が反映されていないということになります。今、1票の格差だとかいろんなことが言われておりますけれども、それらをできるだけ精度を高くというふうになるはずなんです。なかなか、総務省等が考えたのはいいんですけども、それだけを本旨に基づいて頑張ろうということが出てこないのが一つ。

先ほど大きいところがいいという話がありました。青森県も、県が条例さえつくってくればいいんです。岡山県のように。岡山県の場合は県が条例で認めております。よって、知事選ですとか県議会議員選挙は、このように町で私どもみたいにやっているところは、それも当然電子投票というふうになります。

ただ、青森県も右倣えなのかどうなのかは、多分、わからないんだろうと思います。わからないからそれをやろうとしません。ですから、私どもは、知事選や県議選も電子投票でいいはずなんですけれども、それが実施できないというのが現実でございます。町としては条例で認めておりますから、町長選や議員選挙を電子投票で行っていると。先ほど課長からありましたとおり、当町でのミスがない、問題がなかった一番の理由は前もっての、早い段階からの研修、住民のタッチすること、触れること、それらを試み、基本的な電子的な概念、

いろいろなものを研究した流れの中で実施をしてみいました。よそのほうは単に機械を置けば何とかかなと思ったのか、誰かが何かするだろうと思ったと思います。それで、トラブルが起きたけれども、さあ、どうすればいいかみたいなことで問題になったようなところが結構あるようでございます。また。方式の違いもあったようでございますので、一概に、しっかりとした形をやってきたところにおいては、新見市を含め私どもには特段問題はなかったというふうに思っております。

逆に、先ほどもアンケートの話をしました。結構前のことになりますけれども、ずっと何日間かいて調べている方がいました。学生たちでございますが、かえってそのほうが楽だという当時の、先ほどアンケートの話をしました。それでいいのかという話をしましたけれども、そういう答えも出ておりますので、特段当町においてそれが大きな問題があるからということになっているとは思えませんので、冒頭申し上げたように、この方式でやっていきたい。そして、いつの日か、総務省も理解をしておりますが、何とかこういう考え方を進めていくように総務省にももっと落ちついた国政をやっていただいて、進めていただければなというふうに思っているところでございます。

議 長（苫米地繁雄君）

よろしいですか。

4 番（高坂 茂君）

はい。

議 長（苫米地繁雄君）

これで、4番、高坂茂君の一般質問が終わりました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議を3月12日午前10時より本議事堂において再開いたしますので、本席より告知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会（午後 0時01分）